

こ じょうれい  
子ども条例

しょうかい  
を紹介します！

つぎのページから、  
子ども条例に書かれている  
内容をさらに詳しく  
紹介していくよ！



「いこいーな」  
©シンエイ／西東京市

にしとうきょうし  
西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支え  
ていくため、「西東京市子ども条例」をつくりました。

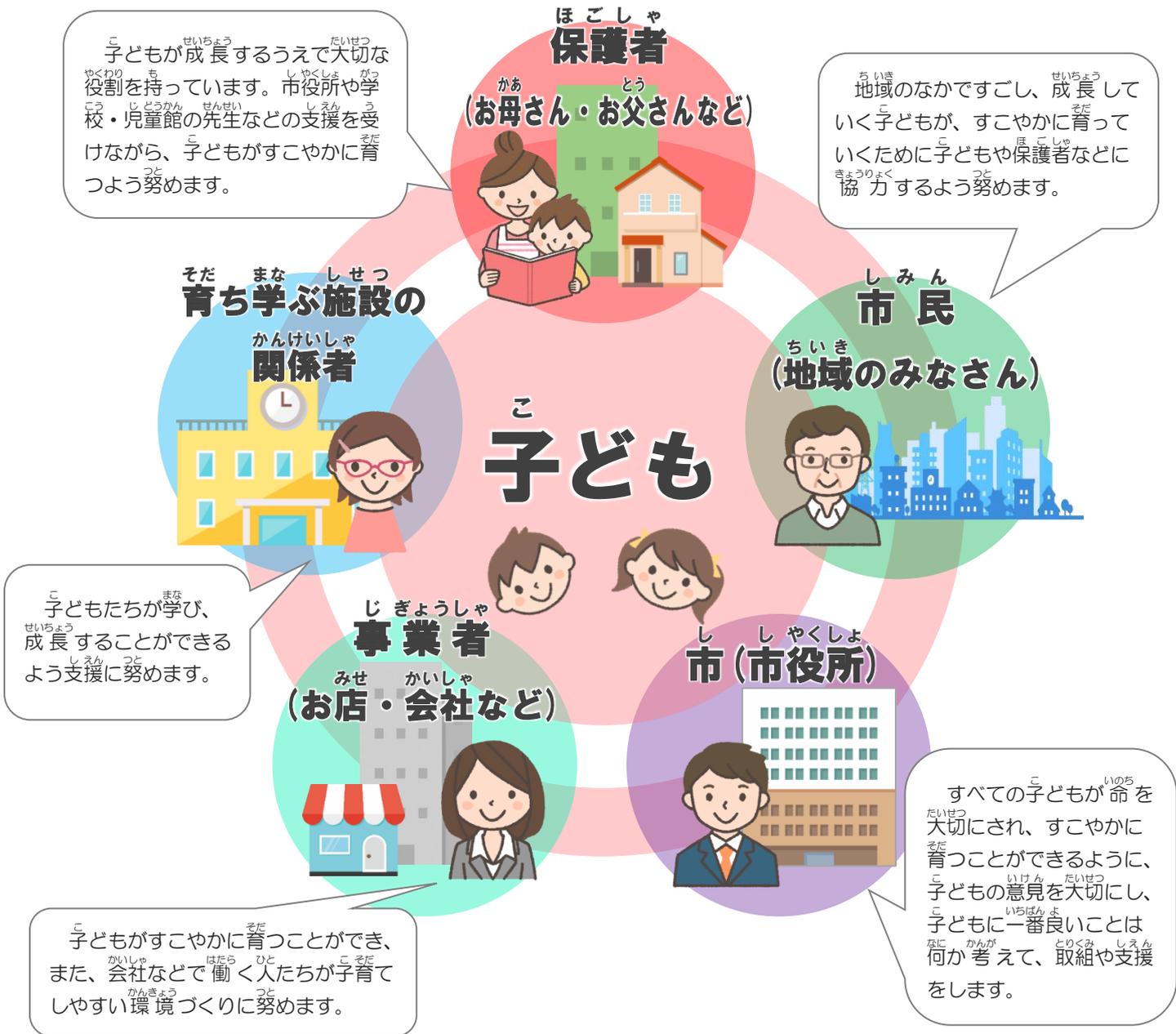
子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。  
もちろん、あなたもそうです。

子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支  
えること、子どものためにとくに進めていきたい取組、子どもの悩みごと・  
困りごとを相談できる仕組みをつくることなどが書かれています。

# 子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの育ちを支えるために、市（市役所）・保護者（お母さん・お父さんなど）・市民（地域のみなさん）・育ち学ぶ施設の関係者（学校や児童館の先生など）・事業者（お店や会社など）は、みんな役割を持っています。

それぞれの役割が果たせるようにみんなで協力し、助け合います。



## ● 育ち学ぶ施設の関係者とは…？

育ち学ぶ施設とは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、児童館・児童センター、学童クラブなどのことです。

関係者とは、先生や職員の方のことです。



## 子どもにやさしい西東京を目指して

子どもにやさしい西東京を目指して、市役所では主に7つのことに取り組んでいきます。

- ❖ 虐待を防ぎます。
- ❖ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ❖ 子どもの貧困を防ぎます。
- ❖ 心とからだの健康と安全な環境をつくりまます。
- ❖ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ❖ 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- ❖ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



## 子どもの相談を受けて、救済する仕組みづくり

子どもが、いじめなど、つらい思いをしているとき、悩んでいるとき、心配なことがあるときなどに、相談したり、助けてもらったりすることができる「西東京市子どもの権利擁護委員」がかかわる相談室をつくりまます。

【子どもの権利擁護委員への相談・救済の流れ（イメージ）】

まも ひみつは守るよ！



### こんなとき・・・

- ・ 学校で/家で/どこでも
- ・ つらいこと、苦しいこと、困ったこと
- ・ いじめられている
- ・ 家族につよく叩かれる
- ・ どうしたらいいのかわからない



### どんなことでも話してみてね！

- ・ 友だちのことでも大丈夫です。
- 【子どもの権利擁護委員】
- ・ あなたの気持ちを一番大切に考えます。
- ・ あなたの話をじっくり聞きます。



### 要請・意見表明

- ・ 関係する人に、こうなればもっと良くなるなど、意見を言うことができます。

### 調べる・協力を依頼する

- ・ 一緒に考えたことについて、関係する人に話を聞いて、調べたりできます。
- ・ 子どもの気持ちを代わりに伝えることもできます。

### 一緒に考えます

- ・ どうしたらいいか、一番良い方法を一緒に考えます。

安心した！ どうすればいいかわかった。もう大丈夫！



## 子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事の「子どもの権利条約」などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前持っているものです。例えば、おなかがすいたらご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して生活できる、必要なことをなんの心配もなく学ぶことができる、自由に意見を言うことができるなどです。どれも当たり前のことのように感じますが、もし、おなかがすいたままだったり、家族や誰かに叩かれたり、何も教えてもらえなかったり、自分の気持ちを正直に言えなかったらつらいし、かなしいですね。

あなたの権利が大切にされるように、周りのみんなの権利も大切にされます。



## おわりに

子ども条例には、西東京市で生活するすべての子どもが、心もからだもすこやかに育つことができるよう、子どもの意見を大切にすること、子どもにかかわる問題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

「子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。」

「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。」

これらは、子ども条例に書かれたみなさんへのメッセージの一部です。あなたが安心してすごし、育つことができるように、西東京市全体で支えていきます。

「子ども条例」は  
こちらから読むことができます。

※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例

を

検索

平成31年3月発行

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所 田無庁舎 1階

電話：042-464-1311（代表）

西東京市ホームページ：http://www.city.nishitokyo.lg.jp

